

令和7（2025）年2月28日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第21回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第21回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年2月28日(金)
- 2 場 所 柏崎市産業文化会館2階 第2会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更
について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時

山崎事務局長

これより、第21回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。遅参と思われるもの1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は24人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。これより第21回総会を開催いたします。

次に、議事録署名委員についてお話しします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、9 番 山波 剛委員、17 番 巻口 夏美委員の 2 人を議事録署名委員に指名
します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 から 7 につ
いて、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格、
の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 横山、田、991 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 2 枇杷島、外 3 筆、田、2,054 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 3 大字女谷、田、2,006 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 4 中田、外 1 筆、田、794 m²。自作地の売買。経営の見直し。

申請番号 5 中田、田、53 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 6 宝田、田、912 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

2 ページを御覧ください。

申請番号 7 山口、外 16 筆、田及び畑、10,682.5 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 7 について、地区担当
の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2
項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件
のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございま
せんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異
議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局の大橋でございます。

事前に議案書と一緒に送付させていただきました案内図及び土地利用計画図について、一部差替えがございます。表紙に住宅地図が印刷されたこちらの資料をお手元に御用意いただければと思います。資料の両面印刷されている 3 ページ及び 4 ページの「5 条事変No. 1」につきまして、大変申し訳ございませんが、本日お配りさせていただきました 1 枚両面印刷されているこちらの資料に差替えをお願いいたします。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請の案件について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 南条、外 1 筆、地目及び面積 田、249 m²。申請事由 一般個人住宅。農地区分 第 2 種でございます。

申請地につきまして、平成 6(1994)年頃に申請者が住宅及び車庫を建築したほか、通路及び庭を造成して自宅の敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 安田、地目及び面積 田、160 m²。申請事由 天然ガス輸送導管工事に伴う仮設用地。農地区分 農業振興地域における農用地区域でございます。

本件につきまして、一時転用期間の終期を令和 7(2025)年 3 月 28 日から令和 7(2025)年 7 月 31 日に延長するものです。

一時転用期間の終期の延長の理由につきましては、当初、ガス導管が県道鯨波・宮川線の車道外に埋設されていることを想定しておりましたが、試掘調査の結果、車道内に埋設されていることが判明し、冬期間は県道の掘削が規制されていること及び、県道と一体的に行う農道安田線のガス導管の工事についても、農繁期を避ける必要があることから、許可期間内での工事完了が困難となったためです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 南下、畑、580 m²。工房、駐車場、庭園、堆雪場、第 2 種でございます。

本件につきまして、譲渡人の亡き父が、以前に申請地の北側に隣接する宅地と併せて、申請地を住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

譲受人は市内でガラス製の小物の製作及び販売を行っております。今後、譲受人は当該住宅を工房として利用する予定であり、申請地を工房敷地のほか、駐車場、庭園、堆雪場として利用する予定となっております。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 2 南下、畑、30 m²。資材置場、第 2 種でございます。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請地につきましては、譲受人が製作するガラス作品の材料などの資材置場として利用する予定となっております。

申請番号 3 荒浜三丁目、外 1 筆、畑、936 m²。太陽光発電設備、第 2 種でございます。

受人につきましては、太陽光発電事業等を行っており、申請地に太陽電池モジュールを 156 枚設置する予定となっております。

申請番号 4 安田、外 4 筆、田、135.29 m²、畑、367.41 m²、合計 502.7 m²。送電線新設工事に伴う工事用地のための一時転用、農業振興地域における農用地区域でございます。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

申請番号 5 安田、外 4 筆、田、2286 m²。送電線新設工事に伴う工事用地のための一時転用、農業振興地域における農用地区域でございます。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。議案書の 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、説明いたします。

御承認を得られれば、令和 7(2025)年 3 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については令和 7(2025)年 3 月 20 日を予定しています。

1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 7(2025)年 3 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（5 筆）3,195 m²。7、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 7(2025)年 3 月 19 日。

農用地利用集積計画の明細は 7 ページを御覧ください。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

ないようですので、質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

では続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 27 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏 _____

署名委員 山波 剛 _____

署名委員 巻口 夏美 _____

出席状況（総会議席表）

（令和7年2月28日現在）

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野檢一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	出	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員 19 人 欠席委員 0 人 計 19 人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	出
9	堀正則	出	23	澁江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	欠	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	出
13	石黒芳和	欠	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	欠			
出席委員 24 人 欠席委員 3 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 哲夫、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香